

議案第28号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月19日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例（平成17年佐倉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

使用単位 区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	超過使用 (1時間 につき)
研修室、学 習室、実習 室、古民家 又は体育 館	2,160 円	2,160 円	2,160 円	4,320 円	540円
農産加工 室又は調 理室	840円	840円	840円	1,680 円	210円

備考

- 1 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用する場合は、区分における使用料の3割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 2 超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。